

子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書

子どもが病気やけがで医療機関を受診すると、医療費の3割（小学校入学前は2割）を自己負担します。この負担が、アトピー性皮膚炎やぜんそくなど慢性疾患で継続的な治療が必要な子どもがいる家庭に重くのしかかっています。急に高熱が出たのに手元にお金がなくて病院に行けない事態は、病状が急変しやすい若い子どもたちにとって命にかかわる問題です。

「お金がなくても子どもが医者にかかれるように」と、医療費無料化を求める運動が全国各地で巻き起こり、自治体独自の助成制度を導入する動きが広がりました。中学3年までの無料化を実現した群馬県では、無料化後、虫歯処置完了の子どもが全国平均を上回りました。医療費無料化が所得の違いに関係なく、全ての子どもの健康を守る上で大きな役割を果たしています。経済的負担が軽くなることで病気の早期発見・治療が可能になり、重症化を防ぎ、医療費を抑制している効果も生まれていることは明白です。

ところが、国は、独自に窓口無料化をしている自治体に対し国民健康保険の国庫負担金の減額という「罰則（ペナルティー）」を科し、子育て支援の取り組みを妨げています。全国知事会も「少子化対策に取り組む地方の努力の足を引っ張るもの」と廃止を求め続けています。

子育て世代を応援する医療費助成は、少子化や地方の人口減少に歯どめをかける重要な制度であるだけでなく、「子どもの貧困」が広がる中、いよいよ緊急課題になっています。

よって、国においては、地方自治体が単独で行う窓口無料化に伴う「罰則」を廃止するとともに、全国一律の子どもの医療費に対する助成制度を創設するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月21日
沖縄県 豊見城市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣
厚生労働大臣